

## 基本仕様書

### 1 委託業務名

広島市初任者研修資格取得・就業促進事業委託業務

### 2 業務の目的

介護の仕事に関心のある者の資格取得・就業を一体的に支援し、多様な介護人材の新規就業を促進することにより、介護サービスの安定的な供給体制整備を図ることを目的とする。

### 3 委託期間等

#### (1) 委託期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

#### (2) 履行期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

### 4 実施場所

広島市内（本業務のために専用の事務所を設ける必要はない。）

### 5 委託内容

#### (1) 介護職員初任者研修資格取得支援

広島市内の介護施設・介護事業所（障害福祉サービス施設・事業所を含む。以下「事業所等」という。）への就業希望者を募集し、介護職員初任者研修（以下「初任者研修」という。）を実施する。

##### ア 受講対象者

(ア) 事業所等への就業を希望する者

(イ) 介護に関する資格（広島市生活援助員研修及び生活援助従事者研修修了者を除く。）を有していない者

(ウ) 受注者が定める研修スケジュールによる受講の継続が可能な者

(エ) 居住地、年齢、申込時点の就業の有無は問わない

##### イ 研修形態

通信又は通学（通信・通学を組み合わせての実施も可）

※ 通学の場合は、研修実施場所は交通の便が良い場所とし、新型コロナウイルス感染症感染防止のため、手指の消毒設備の設置や室内の換気、人と人との距離の確保等を十分に行うこと。

また、希望者にはオンラインでの受講も可能とすること。

##### ウ 研修実施回数・研修期間

1クール以上・6か月以内

##### エ 受講者数

定員20名

##### オ 受講料

研修実施機関が定める受講料（通常開催している初任者研修の受講料と同程度以下の費用とすること）のうち、発注者負担分（2万円/人）を除いた額とする。

※ 教材費、交通費及び食費は受講者負担とする。

※ 受講者が研修を修了しなかった場合、又は研修修了者が事業所等へ就業しなかった場合（適切な就業支援を実施した場合を除く。）は、当該者に係る発注者負担分の受講料（2万円／人）は発注者から受注者に対し支払われないことから（7(2)参照）、受注者が直接、受講者又は研修修了者から受講料2万円を追加徴収すること。

#### カ 広報

(ア) 受講者の募集に当たっては、受講料のうち2万円／人は発注者が負担すること、研修を修了しなかった場合や、正当な理由なく就業しなかった場合には受講料2万円を追加徴収すること、充実した就業支援・定着支援が行われることなどを明記するなどにより効果的な広報を行うこと。

(イ) 広報物については、事前に発注者へ確認を取った上で、設置・掲載等すること。

(ウ) 応募者の一覧表（氏名・年齢・就業の有無・何を見て応募したか等の情報を盛り込んだもの）について、応募開始から週1回ペースで発注者へ書面により報告すること。

#### キ その他

(ア) 受講者が受講を継続しやすいようなサポート及び環境整備を行うこと。

(イ) 受注者が定める研修実施スケジュールにより修了できなかった者については、補講を実施し、受講者全員の修了を目指すこと（補講に係る費用は受講者負担）。

### (2) 就業支援

#### ア 対象者

(1)の初任者研修修了（予定）者（以下「就業希望者」という。）

#### イ 就業先

事業所等

#### ウ 就業形態

不問（フルタイム、パートタイム、非常勤等、いずれも可）

#### エ 支援方法

(ア) 個別カウンセリング等により、就業希望者の就業に係る希望（勤務地・就業形態・雇用条件等）を細かく把握の上、就業希望者の生活歴や職歴、年齢、社会性、離職期間等を総合的に判断し、就業者の希望に沿う就業先を選定・紹介するとともに、就労に向けた必要かつ効果的な支援（面談や書類作成等のサポート、採用面接への同行、適切な助言等）を行うこと。

(イ) 採用面接を受けるも不採用となった場合、就業希望者とともその原因を検証し、就業意欲の減退を防止しつつ、解決方法の検討を行い次回以降の面接に役立てる等の就業支援を継続すること。

(ウ) 就業希望者の希望や個別の状況に応じた事業所等を紹介することができるよう、多様な雇用形態の求人を積極的に開拓すること。また、求人意向のある事業所等との関係構築を行い、求人内容を細かく聞き取り、潜在的な求人を掘り起こすこと。

求人情報の獲得に当たっては、求人側に労働基準法等労働関係諸法令の法令違反がないか確認すること。

#### オ 支援体制

就業支援に従事する者は、当該業務を円滑に遂行することのできる経験及び能力（キャリアコンサルティングの実務経験、求人開拓経験や営業職経験等）を有すると認められる者を配置すること。

#### カ 就業時期

原則令和5年2月末まで

キ 相談料

無料（ただし、就業希望者の交通費・食費は就業希望者の負担とする。）

(3) 定着支援

ア 対象者

(2)により事業所等に就業した者（以下「就業者」という）。

イ 支援方法

(ア) 就業者に少なくとも毎月1回、職場定着状況や近況を確認し、職場での問題や悩みに対する助言を行うこと。問題がある場合は、その問題解決に向けた支援を行い、職場定着を目指すこと。

(イ) 就業者の就業先に対し少なくとも毎月1回、職場定着状況の確認を行い、問題がある場合はその問題の解決に向けた支援を行うこと。

(ウ) 就業者が定着に至らなかった場合は、離職後、他事業所へ再就職支援を行うことで就労意欲を維持し、継続的な就職活動に向けた支援を行うこと。

(エ) 就業者から事業所等の法令違反や求人内容と実際の労働条件が異なる等の相談があった場合は、これに応じ、事業所等との調整を行う等適切に対処すること。

ウ 支援体制

定着支援に従事する者は、当該業務を円滑に遂行することのできる経験及び能力（キャリアコンサルティングの実務経験等）を有すると認められる者を配置すること。

エ 相談料

無料（ただし、就業希望者の交通費・食費は就業希望者の負担とする。）

(4) (2)・(3)の業務の実施に当たっての基本方針

ア 就業希望者の就業・定着を実現するため、就業希望者の状況を的確に把握した上で、一人一人に応じた目標や支援内容を設定して業務を実施すること。

イ 支援の実施状況を進行管理するなど、事業を総合的に運営するために必要な調整を行うこと。

ウ 民間のノウハウを活用した創造的かつ効果的な支援の実施に努めること。

## 6 関係書類の提出

(1) 実施計画書の作成・提出

受注者は、本業務の実施に当たって、本仕様書等に定めるところに従い実施計画書を作成し、契約締結後10日以内に発注者に提出し、承認を受けること。また、実施計画書を変更する場合はあらかじめ発注者の承認を得ること。

(2) 報告書の作成・提出

ア 初任者研修の実施について

初任者研修終了後、10日以内に、実施結果について書面により発注者へ報告すること。当該書面には、受講者の一覧表（受講者の属性（年齢や申込時点の就業の有無等）や修了の有無に係る情報を盛り込むこと）及び関係資料一式等を添付すること。

イ 就業支援について

就業支援（初任者研修実施期間中に行うものも含む。）実施月の翌月10日まで（令和5年3月分の報告書については令和5年3月31日まで）に、実施状況について発注者へ書面により報告

すること。当該書面には、受講者・就業希望者の一覧表に、実施した就業支援の概要・就業先・就業形態等に係る情報を盛り込み、関係書類を添付すること。

#### ウ 定着支援について

定着支援実施月の翌月10日まで（令和5年3月分の報告書については令和5年3月31日まで）に、実施状況について発注者へ書面により報告すること。当該書面には、就業者の一覧表に、実施した定着支援の概要・就業者の職場定着に係る情報を盛り込み、関係書類を添付すること。

#### エ 年間の業務について

本委託業務が終了したときは、年次報告書及び収支報告書を令和5年3月31日までに提出すること。

## 7 委託料の算定方法

### (1) 定額経費

#### ア 初任者研修資格取得支援

受講者募集に関する経費

（広報費、消耗品費、通信運搬費等）

※ 研修実施に関する費用（謝礼金、人件費、施設利用料等）は、受講料で賄うこと。ただし、(2)参照。

#### イ 就業支援・定着支援

就業支援、求人開拓、定着支援に係る経費

（人件費、交通費、消耗品費、通信運搬費等）

### (2) 変動経費

発注者負担分の受講料

※ 研修修了者のうち、事業所等へ就業した者又は適切な就業支援を実施したにもかかわらず就業希望者に生じた諸事情により就業できなかった者1人につき、2万円を算定する。

## 8 受注者の責務

### (1) 実施体制の整備

受注者は、本事業の目的を十分に理解の上、委託業務の遂行に必要な体制を整え、必要に応じて発注者と協議・調整を行いながら、真摯に熱意を持って取り組むことで、受講者・就業希望者との信頼関係構築を図るとともに、就職・定着の実績向上に努める等、本委託業務内容を誠実に実施しなければならない。とりわけ、報告書の作成・提出（6(2)参照）は期限内に確実に行うこと。

### (2) 秘密の保持

ア 受注者は、本委託業務に関し発注者から受領又は閲覧した資料等を発注者の了解なく公表又は使用してはならない。

イ 受注者は、本委託業務で知り得た業務上の秘密を、契約の存続期間はもとより、契約の終了後及び契約書に基づく契約の解除後においても、他人に漏えいしてはならない。

### (3) 個人情報の保護

受注者は、個人情報保護の重要性を認識し、本委託業務（初任者研修等を再委託した場合を含む。）を履行するに当たっては、広島市個人情報保護条例（平成16年3月30日広島市条例第4号）その他個人情報の保護に関する法令等及び広島市委託契約約款第19条第2項に定める「個人情報取扱特記事項」を遵守するとともに、個人情報を含む資料については適切かつ厳重に管理する等、個人情報の厳格な管理のために万全の体制を整備し、漏えい、滅失、き損、紛失、改ざんの防止その他

個人情報保護に必要な措置を講じなければならない。

#### ア 従事者への教育の実施

受注者は従事者に対して、広島市個人情報保護条例の罰則規定を周知し、在職中及び退職後において、業務による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護のために必要な教育を行い、これらの事項を遵守させなければならない。

#### イ 事故発生時の報告

個人情報の漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがある場合は、直ちに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### (4) 再委託の制限

本委託業務の一部（初任者研修等）を第三者に委託する場合は、再委託先ごとに業務の内容、再委託先の概要及びその体制について、企画提案書に記載しなければならない。受注後に第三者への再委託の必要が生じた場合は、事前に発注者に協議し、文書による承認を得なければ、この契約に係る義務の履行を第三者に委託し、この契約に係る権利を第三者に譲渡し、又はこの契約に係る義務を第三者に承継させてはならない。

## 9 前提条件

受注者は次に掲げる各条件を前提として業務を遂行すること。

### (1) 苦情対応

受講者・就業希望者及び求人等開拓先と業務従事者間のトラブルへの対応は、原則として受注者の責任において行う。ただし、発注者に引き継ぐ必要のあるものは、直ちに受注者の業務統括責任者から発注者に引き継ぐこと。

### (2) 信用失墜行為の禁止

業務を遂行するに当たり、発注者の信用を失墜する行為を行ってはならない。

### (3) 従事者の教育

受注者は業務遂行に当たり、上記(1)・(2)を含め、従事者が受講者・就業希望者に対し、より良い初任者研修や就業・定着支援を行うために必要不可欠な知識や技術を指導・教育し、習得させ、従事者の資質の向上に努めること。

## 10 その他注意事項

- (1) 受注者は、労働基準法、労働安全衛生法その他法令を遵守するとともに、法令上全ての責任を負うものとする。
- (2) 受講者・就業希望者及び求人を行う事業所等に対し、金品の提供を求めないこと。
- (3) 提案内容に基づき発注者と協議して定めた業務及び受注者として果たすべき責務を誠実に履行すること。
- (4) 本業務は、発注者と密に連絡をとりながら遂行するものとし、受注者は、本仕様書に明示なき事項又は業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。
- (5) 受注者は発注者と協議した場合は、発注者の求めに応じて協議録を作成し、発注者の承認を得ること。
- (6) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況に応じて、適切な感染防止策を講じること。